

**介護予防・日常生活支援総合事業  
第一号通所介護【介護予防通所介護相当事業】  
運営規程**

**デイサービス ブロンディ**

**青森市東大野 1 丁目 21-1**

**電話 090-8424-0149**

**介護予防・日常生活支援総合事業**  
**第一号通所事業【介護予防通所介護相当事業】**  
**デイサービスブロンディ運営規程**

(事業の目的)

第1条 有限会社 ブロンディが設置するデイサービス ブロンディ(以下「事業所」という。)において実施する介護予防通所介護相当事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「介護予防通所介護相当事業従事者」という。)が、要介護状態の利用者及び事業対象者に対し、適切な介護予防通所介護相当事業を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 介護予防通所介護相当事業においては、要介護状態の利用者及び事業対象者が居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。

4 市町村、居宅介護支援事業者、居宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。

5 介護予防通所介護相当事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、地域包括支援センター等へ情報の提供を行います。

6 前5項のほか、「青森市介護予防・日常生活総合事業指定事業者の指定の手続等に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称        デイサービス ブロンディ
- (2) 所在地       青森市東大野1丁目21-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、通所介護計画書の作成及び説明並びに従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護の実施に関し、事業

所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う。(以前は生活相談員の欄に記載されていたが、管理者の欄に変更)

(2) 介護予防通所介護相当事業従業者

- ①生活相談員 1名以上
- ②介護職員 1名以上
- ③機能訓練指導員 1名以上
- ④看護職員 1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 1単位午前9時00分から午後4時00分までとする。

(介護予防通所介護相当事業の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は下記のとおりとする。

- 1単位 15名

(介護予防通所介護相当事業の内容)

第7条 介護予防通所介護相当事業の内容は、次のうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎

(利用料等)

第8条 介護予防通所介護相当事業を提供した場合の利用料の額は、青森市長が定める基準によるものとし、介護予防通所介護相当事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、1キロメートルごとに30円(消費税10%加算され33円)徴収する。
- 3 食事の提供に要する費用については、1食あたり650円(税込)を徴収する。
- 4 おむつ代については、1枚200円(税込)を徴収する。
- 5 その他、介護予防通所介護相当事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 6 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について

記載した領収書を交付する。

- 7 介護予防通所介護相当事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所介護相当事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護予防通所介護相当事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、青森市の区域とする。（旧浪岡町を除く）

（衛生管理等）

- 第10条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者は介護予防通所介護相当事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を介護予防通所介護相当事業従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

- 第12条 介護予防通所介護相当事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する介護予防通所介護相当事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
  - 4 利用者に対する介護予防通所介護相当事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第14条 介護予防通所介護相当事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した介護予防通所介護相当事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した介護予防通所介護相当事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個別情報の保護)

第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又は再発を防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(運営指導で教えてもらった文言に変更)

(地域との連携等)

第17条 介護予防通所介護相当事業事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 介護予防通所介護相当事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センター又は市の職員、介護予防通所介護相当事業について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね

6月に1回以上、運営推進会議で活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 3 介護予防通所介護相当事業事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内とする。

(2) 継続研修 年4回以上

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業員であった者も同様とする。

- 3 事業所は、従業員又は従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、介護予防通所介護相当事業に関する記録を整備し、サービス提供が完結した日から5年間は保存するものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は《株式会社 ブロンディ》と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

平成24年4月1日改定

平成26年4月1日改定

平成27年4月1日改定

平成28年4月1日改定

平成30年9月1日改定

令和3年4月1日改定

令和6年4月1日改定

令和6年10月1日改定

令和7年1月1日改定

令和8年2月1日改定